様式第5号(第9条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　様

出雲市長

子どものための教育・保育給付　認定延期通知書

　申請のありました、子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」の認定を、同法第20条第6項の規定に基づき延期しますので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童の氏名及び生年月日 | 年　　月　　日生 |
| 延期理由 |  |
| 処理見込期間 | 年　　月　　日 |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。